

# 新しい資本主義の実現に向けた 資産運用業界からの改正要望

～わたしたちは皆さまとともに、資産と社会の未来を創ります～  
“投資は未来を創るもの、 Invest for a Brighter Future”

一般社団法人 **投資信託協会**  
THE INVESTMENT TRUSTS ASSOCIATION, JAPAN

2022年7月22日

## I 数値目標に係る要望

### ○具体的な数値目標の設定

- ・「資産所得倍増プラン」の実施に向けた具体的な数値目標を設定すること

## II 金融経済教育に係る改正要望

### ○実践的な金融経済教育の推進(官民の取組体制の法制化)

#### ●子供から社会人に至るまで、全世代への金融経済教育の実施

- ・金融経済教育を官民が一体となって推進するための根拠となる法制度を整備すること

#### ●誰もが気軽に相談できる資産形成の実行支援のための機能・体制の整備

- ・一般生活者の資産形成の実行を官民が一体となって支援するための根拠となる法制度を整備すること

## III 少額投資非課税制度(NISA、つみたてNISA)に係る改正要望

### ○NISA、つみたてNISAの抜本的拡充

#### ●全世代における安定的な資産形成に向けた環境整備

- ・NISA、つみたてNISAの非課税口座開設期間を恒久化すること
- ・NISA、つみたてNISAの年間投資非課税枠を拡大すること

#### ●少額投資非課税制度(NISA、つみたてNISA)の利用者等の拡大に向けた環境整備

- ・REIT指数に連動する投資信託の追加を含めたつみたてNISAの対象となる投資信託の拡大や、スイッチングを可能とするなど、商品性向上のための措置を講じること
- ・職場つみたてNISAにおいて従業員が受け取る奨励金を所得税の課税対象外とすること

## IV 確定拠出年金制度に係る改正要望

### ○DC、iDeCoの改革

#### ●確定拠出年金制度への加入者等の拡大に向けた環境整備

- ・ 指定運用方法を「長期・分散・積立」投資により一定の収益が期待される金融商品に限定すること
- ・ 運営管理機関による個別商品の推奨・助言を認めること
- ・ iDeCo等の拠出限度額を引き上げること
- ・ DC、iDeCoの商品性及び利便性の向上のための措置を講じること
  - ・ 中途引出要件を緩和すること
  - ・ 中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCo への拠出(移換)を認めること
  - ・ iDeCo+の対象企業の要件を緩和すること
  - ・ 企業型DC又はiDeCo+を導入した企業について法人税の税額控除を認めること
  - ・ iDeCo又はiDeCo+の加入又は導入手続きについて簡素化すること及びその利便性を向上すること
- ・ DC、iDeCoの商品性及び利便性の向上について、官民が連携して検討し、実効性のある改善案を策定するため「DC・iDeCo等改革推進協議会(仮称)」を設置すること
- ・ 特別法人税を撤廃すること※

#### ●退職準備世代の安定的な老後の資産形成に向けた環境整備

- ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること
- ・ 老齢給付金について通算加入期間に関わらず60歳から受給可能とするなど、支給要件を緩和すること

※スライド資料なし

## V 資産形成を促すための改正要望

### ○資産形成を促すための措置の導入

- ・ NISA、つみたてNISAの利用を促進するためのマイナポイント等の活用などの措置を講じること
- ・ iDeCo等の利用を促進するためのマイナポイント等の活用などの措置を講じること

# I 数值目標に係る要望

## 「資産所得倍増プラン」の実施に向けた具体的な数値目標を設定すること(1/3)

2020年10月に行われた「2050年カーボンニュートラル宣言」により脱炭素化への流れが加速したことに鑑みれば、貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定においても、政府として「将来」のありたい姿、目指すべき姿を具体的な数値目標として設定した上で、「今」なすべきことを議論していくバックカスティング的な発想が必要ではないか  
 ⇒投資信託協会の「すべての人に世界の成長を届ける研究会(通称:つみけん)」では、20年後の「2041年の資産形成のありたい姿」を描き、その社会が実現されているときの想定水準を目標(「つみけんTargets2041」)として設定したところ、例えばこうした議論も参考にしながら「資産所得倍増プラン」の実施に向けた具体的な数値目標を設定すべき

### 「2041年の資産形成のありたい姿」

「“すべての”人が、少しずつ時間をかけて、投資を継続し将来のために備えることが、今この瞬間を大切に生きることに繋がる」と認識され、実践されている社会。

「“すべての”人にとって投資を継続することが社会への参画であり、持続可能な社会を創造することに貢献できる」と認識され、実践されている社会。



### 2041年の目標:「つみけんTargets2041」

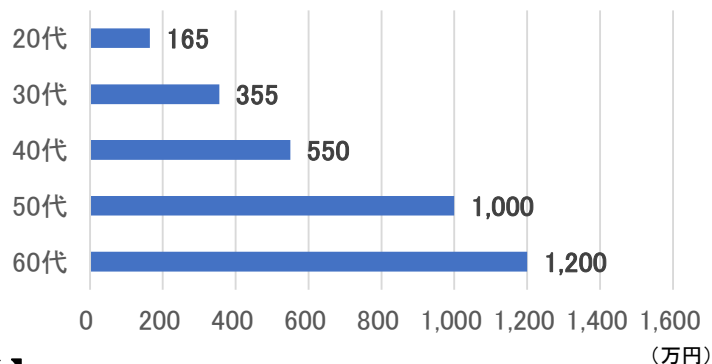
- つみけんTarget1 現役世代の年代別保有金融資産の中央値を2倍
- つみけんTarget2 つみたてNISA及びDC等による積立投資総件数を4,000万件
- つみけんTarget3 つみたてNISA及びDCの残高を150兆円
- つみけんTarget4 株式や投資信託を保有している人の割合が100%
- つみけんTarget5 金融教育を受けたことのある人の割合が100%

- 「資産所得倍増プラン」の実施に向けた具体的な数値目標を設定すること(2/3)

### 01

現役世代の  
家計金融資産を  
2倍に

【世代別家計金融資産中央値(金融資産保有世帯)】



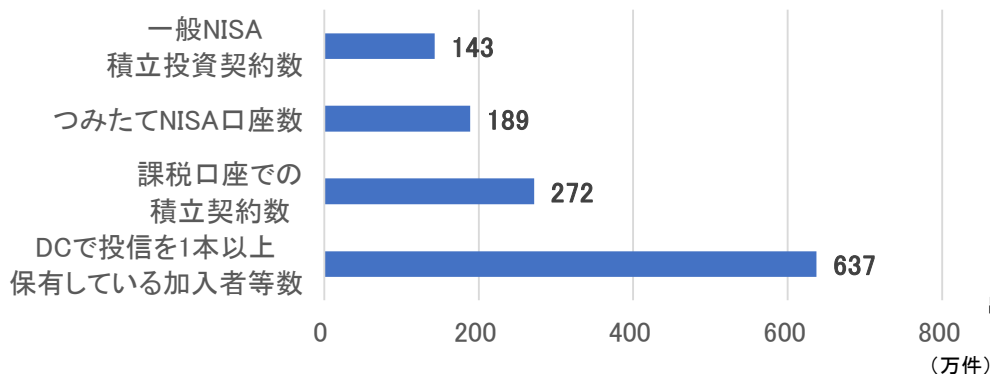
各世代の  
金融資産を2倍

出所: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)(2019年)」

### 02

積立投資  
総件数を  
4,000万件に

【積立投資総件数】



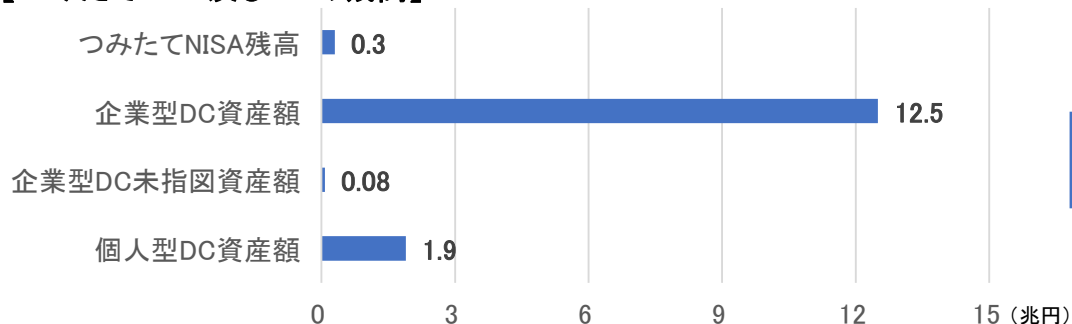
総件数  
1,300万件を  
4,000万件

出所: 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」  
運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」等

### 03

つみたてNISA  
DCの残高を  
150兆円に

【つみたてNISA及びDCの残高】



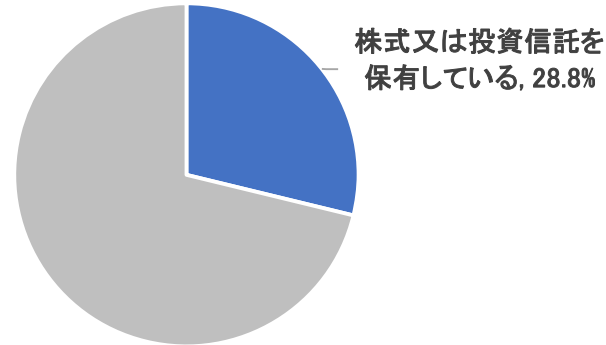
残高15兆円を  
150兆円

出所: 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

- 「資産所得倍増プラン」の実施に向けた具体的な数値目標を設定すること(3/3)

### 【株式・投資信託を保有している人の割合】

04  
株式や投資信託  
を保有している  
人を100%に

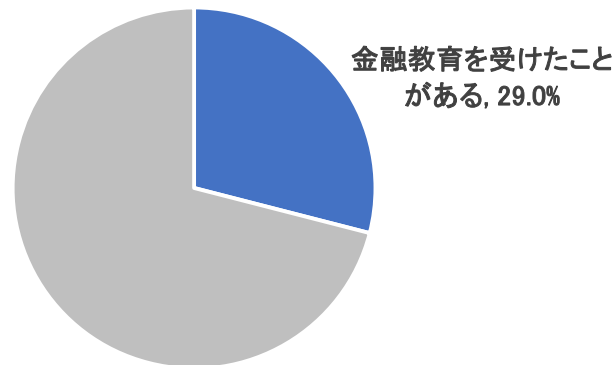


保有者の  
割合を100%

出所: 投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査(NISA、iDeCo等制度に関する調査)」(個票データ)

### 【金融教育を受けた人の割合】

05  
金融教育を  
受けたことが  
ある人を100%に



受けたことがある  
人の割合を100%

出所: 投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査(投資信託全般)」

## Ⅱ 金融経済教育に係る改正要望



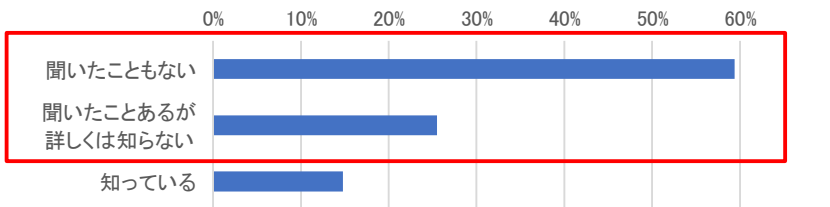
## 金融経済教育を官民が一体となって推進するための根拠となる法制度を整備すること

国民の金融リテラシーの習得は、現状十分に進んでいるとは言い難く、リテラシー不足が投資のリスクイメージへと結びつくことで、「貯蓄から投資へ」の実現の障壁となっていると考えられる

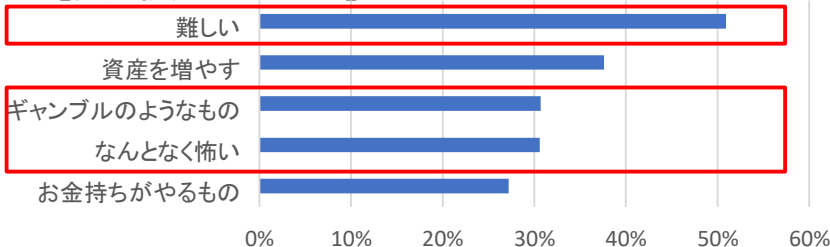
一方で、金融経済教育を求める声や、リテラシー及び金融経済知識の習得後に証券投資を開始しようとする層は多く、今後「貯蓄から投資へ」の流れを促進し資産形成を促進していくためには、金融経済教育を充実しこうした層の知識習得及び理解促進を後押しすることが望ましい

⇒業界としての取り組み※1に加えて、国・地方自治体が国策として推進する趣旨から、全世代にわたる金融リテラシーの向上を「国民の安定的な生活に必須のスキル」として位置づけ、マネープランの作成の必要性、少額からの「長期・分散・積立」投資の有効性、投資と未来社会の繋がりなど、金融経済教育を職場・国・地方自治体・金融機関が一体となって推進するための、根拠となる法制度の整備を進めるべき

【「長期・分散・積立」散投資がリスク軽減に有効との認知状況】



【証券投資のイメージ】

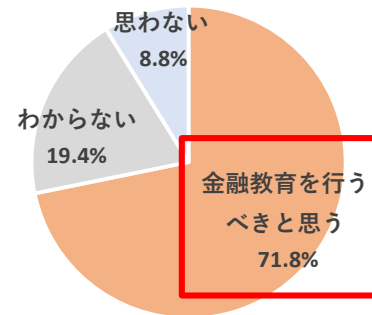


出所：日本証券業協会「証券投資に関する全国調査（2021年）」

【金融教育を受けた人の割合】

年	割合
2016	6.6%
2019	7.2%
2022	7.1%

【金融教育を求める声】

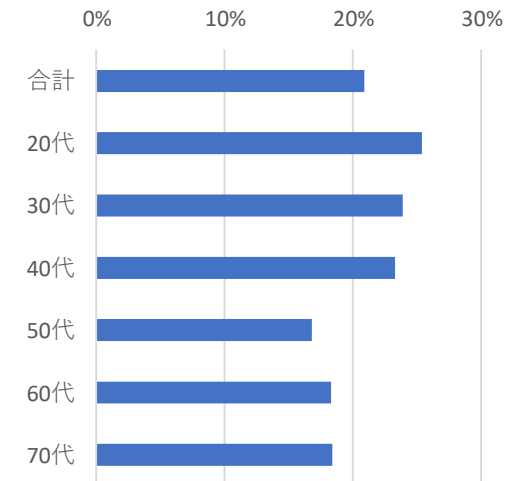


出所：金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年調査結果」

※1 本会及び本会会員各社は、資産形成促進に向け、特に投資経験のない各層各世代に対して「長期・分散・積立」投資による資産形成が普及・定着するよう、今後啓発・普及活動を一層強化する方針

【投資信託購入検討のきっかけ】

### A.勉強して理解できたら



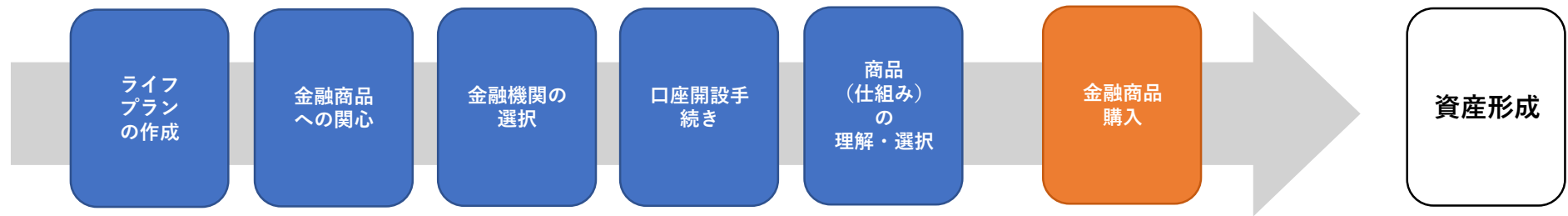
出所：投信協会「投資信託に関するアンケート調査報告書-2021年（令和3年）投資信託全般」

- 一般生活者の資産形成の実行を官民が一体となって支援するための根拠となる法制度を整備すること

金融リテラシーの習得が進んだ後も、実際に金融商品を購入するまでには様々なステップとそれに伴う障壁が存在し、各段階について全般的にサポートをするための体制整備が重要である※1

⇒気軽に相談ができる身近な存在が、未経験者のライフプランの作成を含めた金融商品購入までの各ステップを全般的にサポートすることで、知識習得のみならず実際の金融商品購入まで導く趣旨から、資産形成の実行支援において、マネープラン作成から金融商品の基本的な利用の仕方に至るまで、公的年金を含め様々な相談が気軽にできる公的な窓口の設置、また民間企業における従業員を対象とした資産形成支援への要請など、一般の生活者の資産形成の実行を官民が一体となって支援するための、根拠となる法制度の整備を進めるべき

【金融商品購入までのステップ】



【投資信託で不満を感じる点】

		仕組 みや運 用手法 がわか りにく い	手数料 が比較 的高い	リターン が低い	専門知 識がない と商品 を選び にくい	高い利 回りを 期待で きる一 方で元 本保証 がない	種類が 多く選 択に迷 う	株式に 比べて 面白さ に欠け る	公社債 に比べ てリス クが高 い	金融機 関によ って取 扱って いない 商品が ある	購入後 の運用 に関する 情報が 少ない	クロー ズド期 間があ る	手続き がわず らわし い	その他	わから ない・特 にない	(%)
2021年	n= (7317)	24.4	24.2	20.6	20.5	19.0	18.1	16.2	12.7	11.7	11.1	7.8	7.4	0.7	22.4	
2020年	(6626)	27.9	27.2	23.5	22.5	25.9	18.0	16.1	15.7	-	12.0	8.3	7.1	0.7	19.1	
2019年	(6449)	27.4	29.3	25.8	21.9	27.7	16.6	16.8	17.0	-	11.3	7.4	7.1	0.5	19.1	

### Ⅲ 少額投資非課税制度(NISA、つみたてNISA)に係る改正要望

## ・ NISA、つみたてNISAの口座開設期間を恒久化すること

資産形成においては「長期・分散・積立」投資が有効とされており、長期の目線で行っていくことが求められるが、現行のNISA及びつみたてNISAは、口座開設期間がそれぞれ、NISAが2028年（2024年以降は新制度へ移行）まで、つみたてNISAが2042年までの時限措置となっている

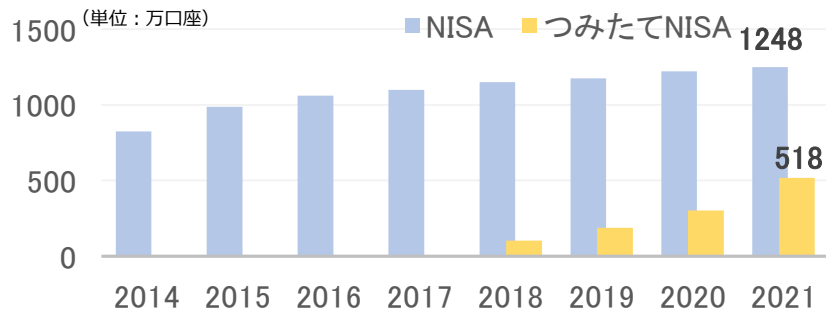
この点、NISAのモデルとなった英国のISAでは口座開設期間が恒久化されている

⇒NISA及びつみたてNISAの口座数は制度開始以降右肩上がりで推移しており、多様な層における資産形成のため重要な制度となっている

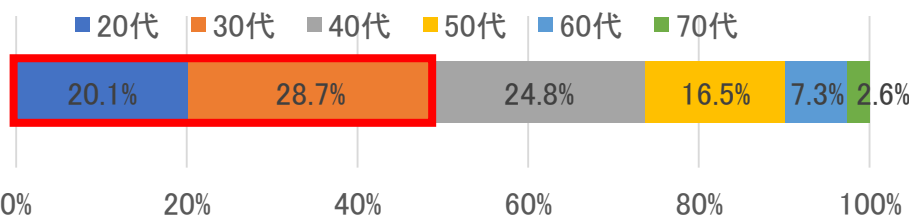
特につみたてNISAは、若年層の資産形成に向けた証券投資の第一歩として活用されていると考えられ、「資産所得倍増プラン」に最良・最適の制度であるといえる

NISA及びつみたてNISAが国民の資産形成に寄与するところは非常に大きく、長期的な目線で資産形成が行われることを一層促進する観点から、諸外国を参考として口座開設期間を恒久化すべき

【NISA及びつみたてNISAの口座数推移】



【つみたてNISA口座数 年代別比較】



【ISA (英国)・NISA及びつみたてNISA (日本)の制度概要】

	ISA (英国)	NISA (日本)※2	
	株式型ISA	NISA※3	つみたてNISA
口座開設期間	恒久化	2014年～2028年※3 ⇒恒久化	2018年～2042年 ⇒恒久化
年間投資 非課税枠	2万ポンド※1 (約320万円)	120万円	40万円
投資可能商品	株式・債券・投資信託・保険等	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	「長期・分散・積立」投資に適した一定の投資信託

※1 預金型、株式型、イノベーティブ・ファイナンス、ライフタイムISAの合計

※2 NISAとつみたてNISAは年単位で選択制

※3 2024年以降は新制度へ移行

## ・ NISA、つみたてNISAの年間投資非課税枠を引き上げること

2025年以降、現役世代の人口が急減する局面が想定され<sup>※1</sup>、40代・50代のいわゆる団塊ジュニア世代における自助努力による資産形成が一層の急務だが、これらの世代の金融資産保有割合は前後の世代と比べて低水準である

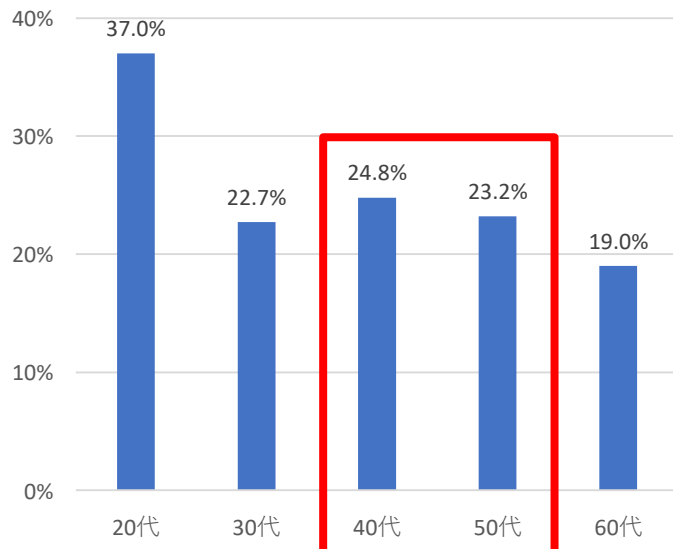
また、他の世代においても、例えば所得水準や住宅ローンなどにより十分な資産形成ができなかった層、預貯金に偏った資産構成のリバランスを望む層など、資産状況については多様なバックグラウンドが想定される

今後これらの世代や幅広い層が制度を活用し十分な資産を形成していくためには、余裕のある年間投資非課税枠が必要となり、この点、英国のISAにおいては、年間の投資可能枠は2万ポンド<sup>※2</sup>（約320万円）となっており、日本と比較しはるかに高い

⇒多様な世代・層が制度を活用し資産形成のために十分な金額を投資できるよう、諸外国を参考としてNISA及びつみたてNISAの年間投資非課税投資枠を大幅に引き上げるべき

⇒なおその際は、毎月一定額を拠出することを踏まえ、月々の金額×12カ月分が年間の拠出限度額になるよう設定されることが望ましい

【各年代における金融資産非保有者の割合】



【ISA(英国)・NISA及びつみたてNISA(日本)の制度概要】

	ISA(英国)	NISA(日本) <sup>※3</sup>	
	株式型ISA	NISA <sup>※4</sup>	つみたてNISA
口座開設期間	2008年に恒久化	2014年～2028年 <sup>※4</sup>	2018年～2042年
年間投資非課税枠	2万ポンド <sup>※2</sup> (約320万円)	120万円 ⇒大幅引き上げ	40万円 ⇒大幅引き上げ
投資可能商品	株式・債券・投資信託・保険等	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等

12の倍数となるように設定

※2 預金型、株式型、インボティブ・ファイナンス、ライフタイムISAの合計

※3 NISAとつみたてNISAは年単位で選択制

※4 2024年以降は新制度へ移行

出所：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯]令和3年調査結果」

※1 社会保障審議会「今後の社会保障改革についてー2040年を見据えてー」参照

- REIT指数に連動する投資信託の追加を含めたつみたてNISAの対象となる投資信託の拡大や、スイッチングを可能とするなど、商品性向上のための措置を講じること

資産運用会社は、綿密な調査活動により成長する企業、より良い社会の実現に向けて努力する企業を選別し、投資を通じた資金供給と継続的な対話(エンゲージメント)により、社会的課題の解決と持続可能な社会の実現に取り組んでいる

また、REITにおいても、調査活動と不動産管理を通じて環境性能に優れた不動産への投資を促進するなど、温室効果ガスの排出削減をはじめとした環境・社会問題の解決に取り組んでいる

つみたてNISAを通じて「貯蓄から投資」の政策を実現していくためには、多くの運用会社が多様な商品を提供し、運用力を競い合う形で、業界一丸となって取り組んでいくことが肝心であり、またこれにより投資家にとっても幅広い選択肢が提供されることが望ましいが、現行のつみたてNISAの対象商品はインデックス型やETFが大半であり、アクティブ型は全213本中僅か23本(証券投資信託の運用会社、全106社中18社)、REIT指数のみで組成された投資信託等は投資対象外である

**⇒多様な商品、多様な運用会社が制度に参加できるように、対象となる投資信託の要件を拡大するべき**

長期的な観点で資産形成を行う上では、自身のライフプランや老後までの期間に合わせて商品の見直しを行うことが重要だが、現行のNISA及びつみたてNISAにおいては、非課税枠の再利用(スイッチング)が認められていない

**⇒NISA及びつみたてNISA口座内におけるスイッチングを可能とするべき**

## 【資産運用業宣言2020】

### 【社会的使命】

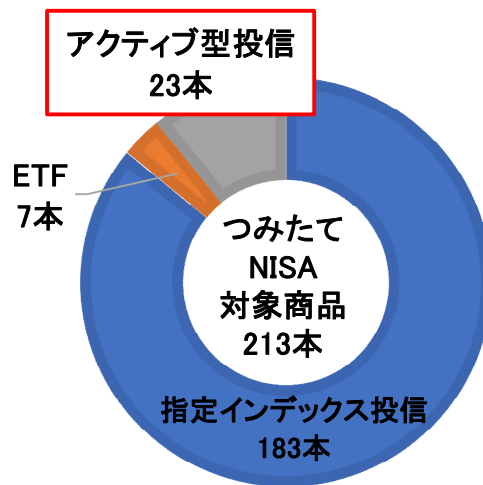
資産運用会社の使命は、皆さまの安定的な資産形成に向けて最善を尽くすと共に、そのための投資活動を通じて社会課題の解決を図り、皆さまの豊かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢献することです。

### 【目指すべき姿】

#### ◀責任ある投資活動▶

専門的な調査活動や投資先の企業などとの積極的な対話といった責任ある投資活動を通じ、運用資産の価値向上を図り、豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

## 【アクティブ型投信本数】



## 【つみたてNISAにおけるアクティブ型投信の主な要件】

- 主たる投資対象資産が株式
- 信託期間が無期限または20年以上
- 毎月分配型でないこと
- 純資産額が50億円以上
- 信託開始以降5年以上が経過
- 信託期間のうち資金流入超の回数が2/3以上
- 信託報酬
  - ✓国内資産を対象とするもの1.0%以下
  - ✓海外資産を対象とするもの1.5%以下

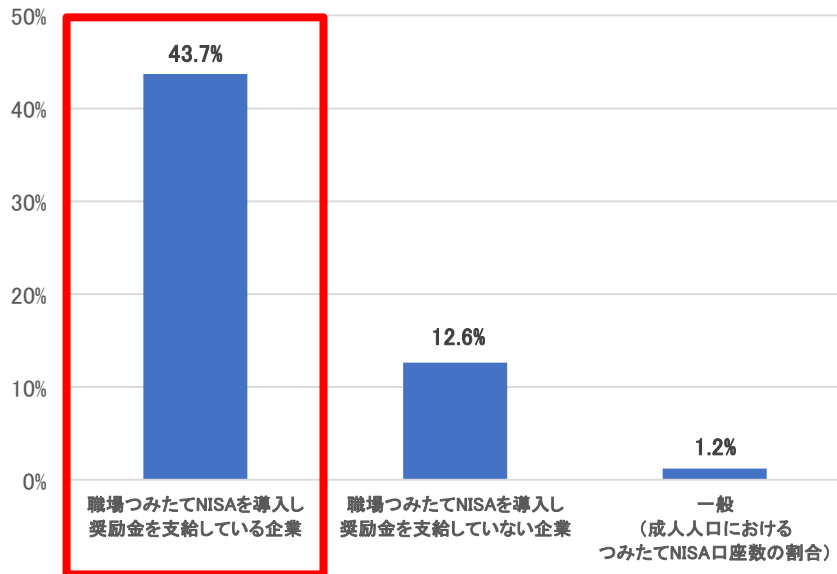
## ・ 職場つみたてNISAにおいて従業員が受け取る奨励金を所得税の課税対象外とすること

資産形成のためにNISA制度が一層利用されるためには、身近な場から始めるきっかけを得られるような環境を整えることが重要だが、職場つみたてNISAを導入する企業では、約半数が従業員への奨励金を支給しており※<sup>1</sup>、こうした企業でのつみたてNISAの利用率は他と比べ高水準となっている

一方で、奨励金が給与所得とみなされることから、所得税の課税対象となり従業員のインセンティブが奨励金に対する課税額分減少するため、企業が福利厚生の一環として奨励金支給を実施することのインセンティブや、NISA制度の奨励策としての効果が限定的になっているとの指摘がある

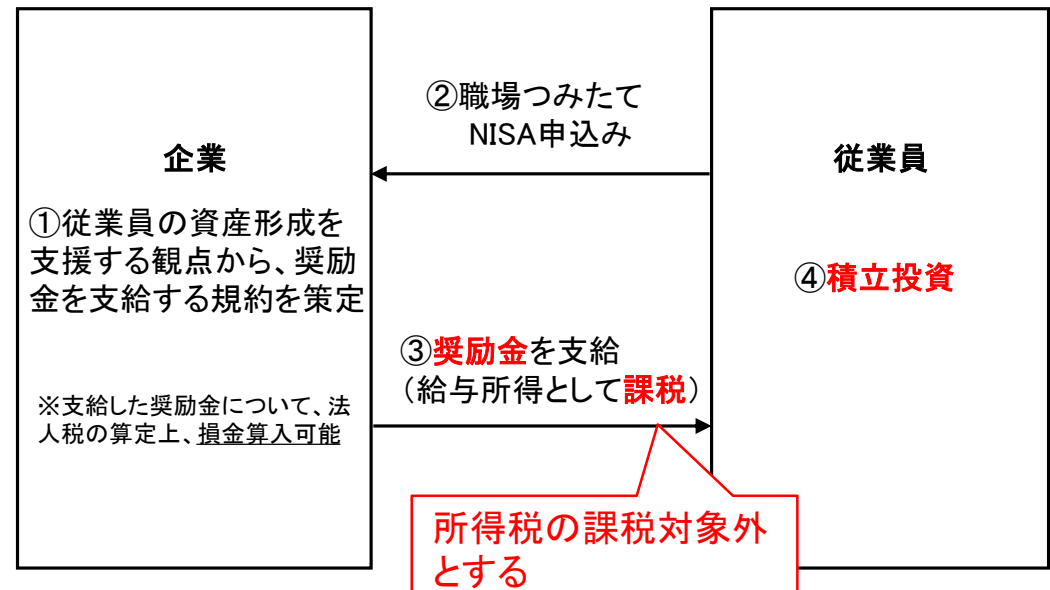
⇒今後、職場つみたてNISAがNISA制度を利用した資産形成の入り口として一層活用されるために、企業が従業員の資産形成を支援、促進する目的で支給するつみたてNISA奨励金について、所得税の課税対象外とするべき

【つみたてNISAの利用・普及割合】



出所：金融庁「令和2年度 税制改正要望項目」（※令和元年時点）  
※1 同上

【つみたてNISA奨励金の概要】



## IV 確定拠出年金制度に係る改正要望

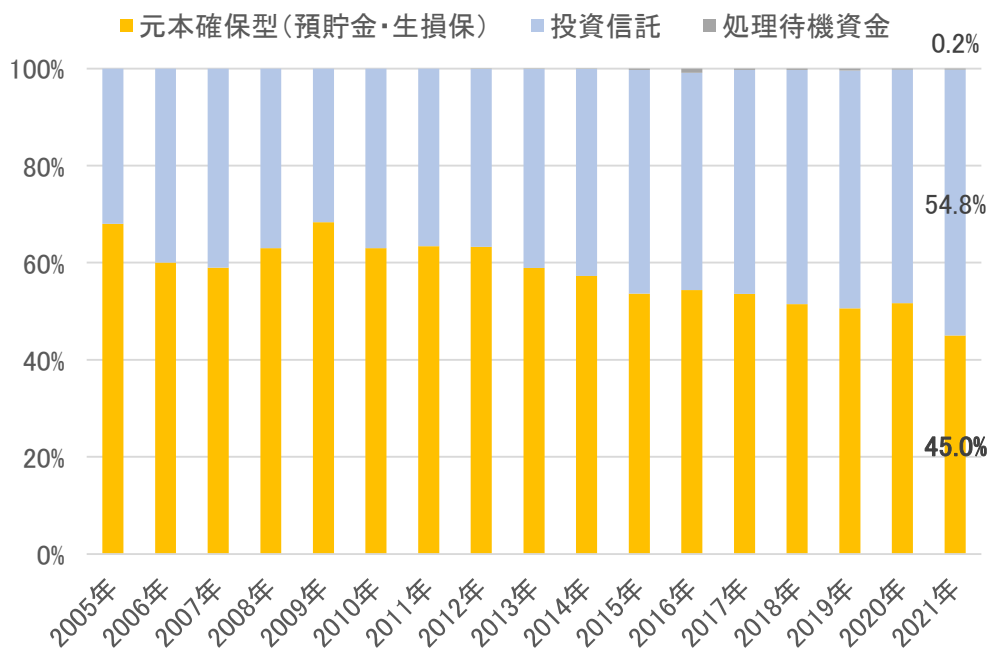


・ 指定運用方法を「長期・分散・積立」投資により一定の収益が期待される金融商品に限定すること(1/2)

日本の企業型DCにおいては、制度開始以降、元本確保型商品が高い割合を占める状況が続いており、長期・積立での投資を前提とした制度であるにも関わらず、資産成長の恩恵を十分に受けられていない加入者等が相当数に上っている可能性がある

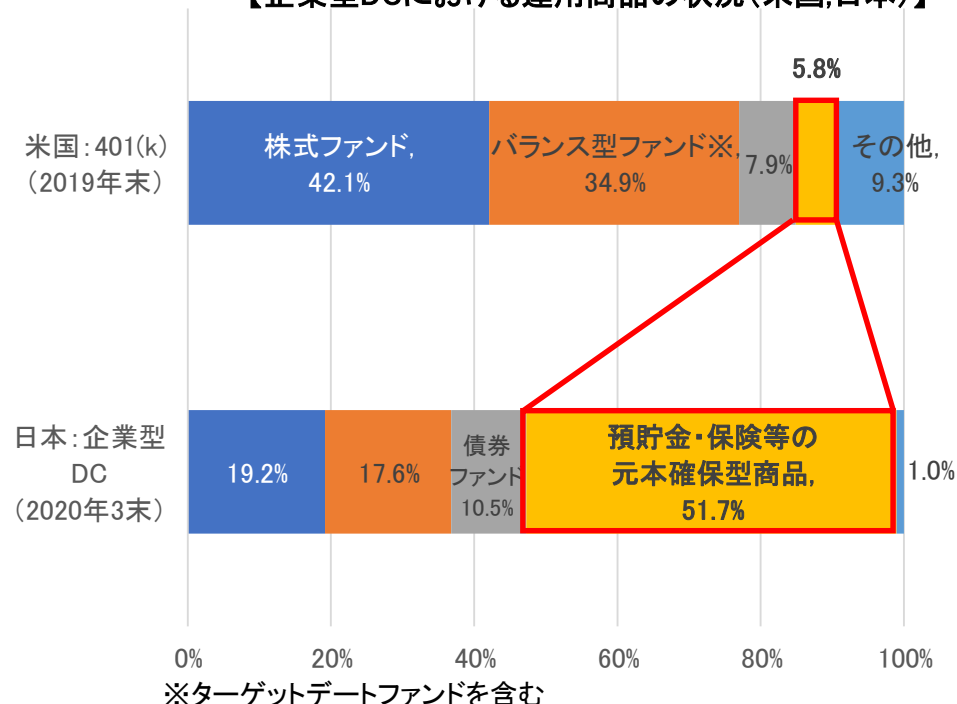
米国等のOECD諸国では投資信託等の選択割合が高いが、これは必ずしも加入者等による選択の結果ではなく、自ら選択しようとしなない又は選択できない加入者等が多いことを前提として、制度上、予め運用商品(デフォルト商品)の設定を認め、かつ、当該デフォルト商品を複数資産へ投資を行うバランス型ファンドやターゲットデートファンド(年齢に応じて組入資産の比率を自動で変更するバランス型ファンドの一種)等に実質的に限定していることも大きな要因であると考えられる

【企業型DCにおける運用状況の推移(日本)】



出所: 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」

【企業型DCにおける運用商品の状況(米国,日本)】



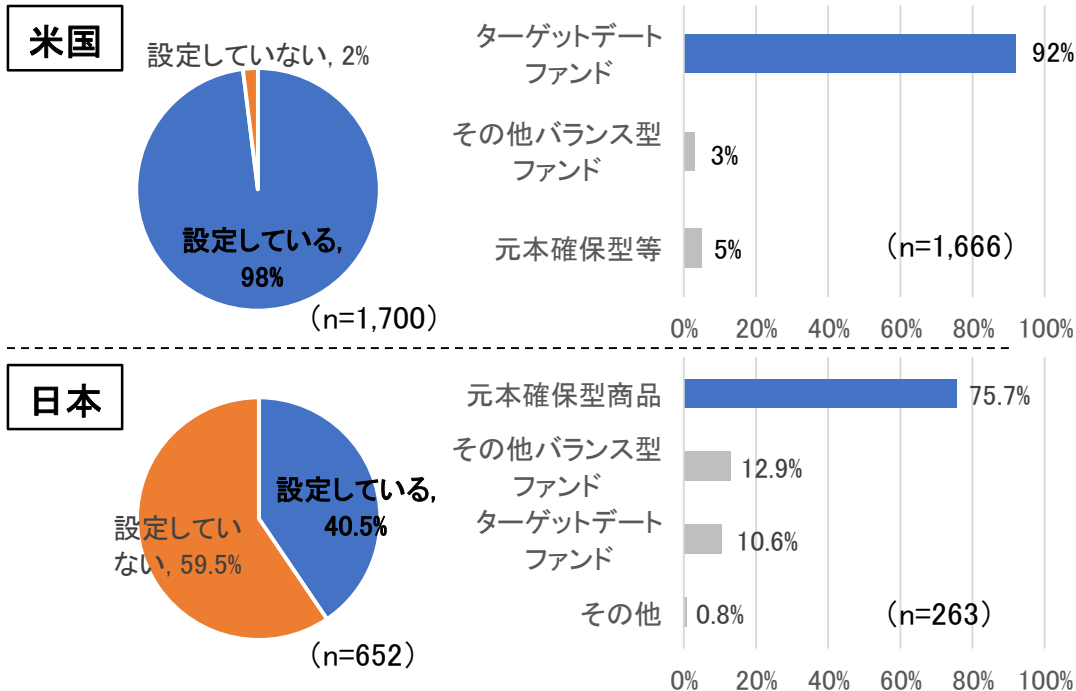
出所: EBRI「401(k) Plan Asset Allocation, Account Balances, and Loan Activity in 2019」16  
運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2021年3月末)」

## 指定運用方法を長期・分散・積立投資により一定の収益が期待される金融商品に限定すること(2/2)

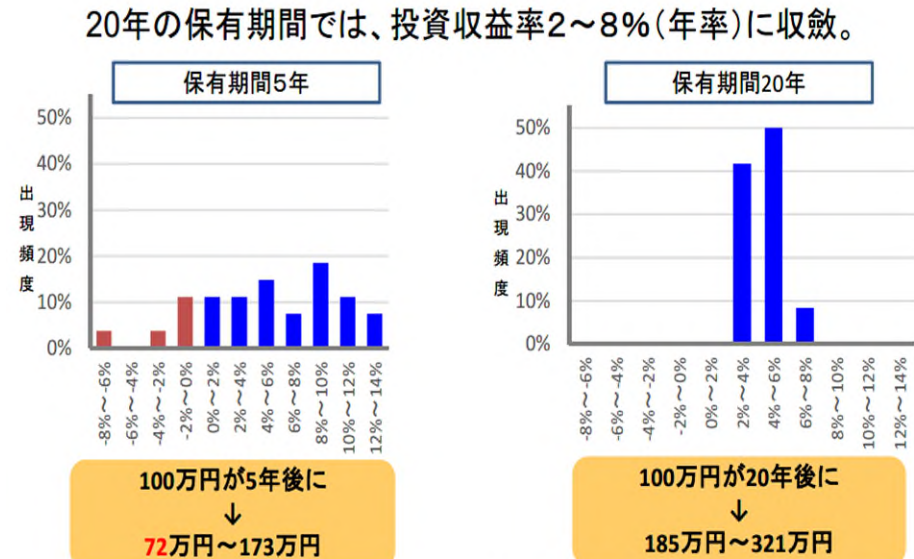
日本でも2018年よりデフォルト商品(指定運用方法)の設定が法令上認められているが、設定している企業は一部であり、また、デフォルト商品自体も元本確保型商品が大層を占めている

⇒「つみたてNISA」の創設により「長期・分散・積立」投資の有効性が一定程度認知されるようになった中、長期・積立での投資を前提とする確定拠出年金制度においても商品選択ができない加入者等の安定的な資産形成を図る趣旨から、損害賠償責任免除規定(セーフハーバー・ルール)を設けた上で指定運用方法の設定を義務化し、かつ、指定運用方法を「長期・分散・積立」投資により一定の収益が期待される金融商品に限定すべき

【デフォルト商品設定の有無と商品選定の状況】



【国内外の株式・債券に分散・積立投資した場合の収益率(実績)】



(注)1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

## ・ 運営管理機関による加入者等への個別商品の推奨・助言を認めること

各企業又は運営管理機関では、加入者自らが商品選択をできるようにする趣旨から、自身の目標積立額やリスク許容度等に応じたモデルポートフォリオ等を図示するツールを提供しているが、運営管理機関による特定の商品の推奨は禁止されているため、結果として何が最適な商品なのかについては加入者自身が見極めなければならず、商品選択のハードルが高い状況が続いている

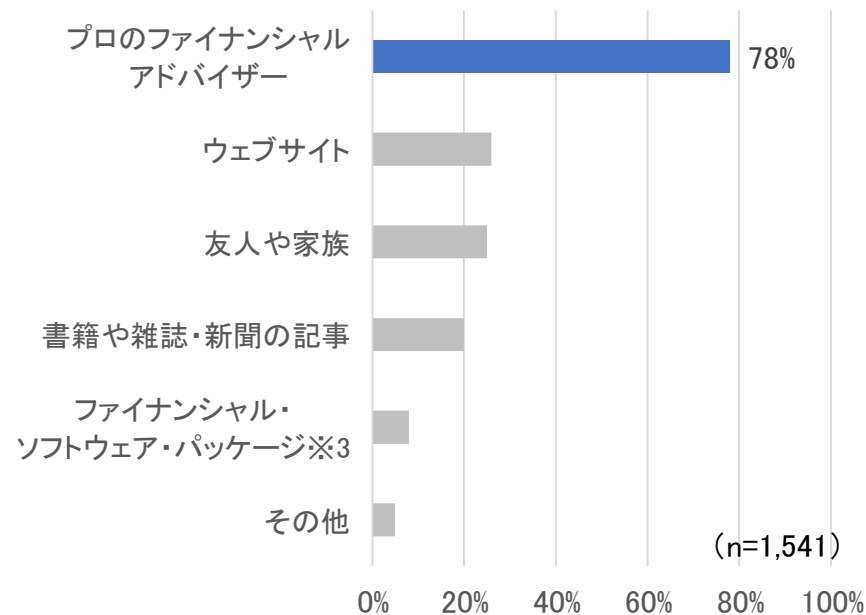
⇒米国の伝統的なIRA加入者の多くは退職後の計画の相談先としてプロのファイナンシャルアドバイザーを活用しているが、未だその担い手が少ない日本では運営管理機関がその役割の担い手として最適なのではない

⇒運営管理機関等には加入者等への忠実義務があり、運用商品については選定理由も併せて公表する必要があること、また、個別商品の推奨等は既に選定された運用商品の中から行われ利益相反のおそれは低いことにも鑑みると、加入者等が自ら商品選択を行うための環境を整備する趣旨から、運営管理機関による加入者等への個別商品の推奨・助言を認めるべき

### 【金融機関等を兼ねる運営管理機関の職員が行うことのできる行為】

	(金融機関業務) 営業職員	(運営管理業務) 専任職員
運用商品の選定	×	○
運用商品の提示及び情報提供	○	○
加入者に運用商品のパンフレット等を示し、併せてその選定理由を説明すること※1	○	○
加入者に運用商品のパンフレット等を示し、運用商品の内容について詳細な説明を行うこと※1	○	○
運用商品の推奨	×	×
投資教育(DC制度の説明、運用商品の一般的な説明を行うこと等)	○	○
iDeCoへの加入の推奨を行うこと	○	○

### 【IRA加入者における退職後計画の相談先※2】



※2 複数回答を含む。 ※3 退職後の所得や資産状況を管理するツールのようなもの。 18  
出所：ICI「The Role of IRAs in US Households' Saving for Retirement, 2021」

※1 原則、全ての運用商品について行う必要がある。 出所：厚生労働省「兼務規制の緩和、運営管理機関の評価関係」

## ・ iDeCo等の拠出限度額を引き上げること

これまでiDeCoの拠出限度額については数次の改正によりその上限額が引き上げられてきたところであるが、その額は依然として米国より低く※<sup>1</sup>、また、実際のiDeCoへの掛金の拠出状況を踏まえると、特に企業年金のない国民年金第2号被保険者や第3号被保険者については拠出限度額引き上げのニーズは相当程度高いものと考えられる

⇒自身の所得の状況や目標とする老後資金の額に応じて加入者が自由に掛金を拠出できるようにする趣旨から、加入者毎に異なる拠出限度額の分かりやすさにも配慮しつつ、iDeCoの拠出限度額を引き上げるべき

【国民年金被保険者別のiDeCo掛金額の分布(月額ベース、2022年4月)】

	第1号被保険者	第2号被保険者 (企業年金なし)	第2号被保険者 (企業年金あり)	第2号被保険者 (共済組合員)	第3号被保険者
～10,000円	21.7%	17.9%	15.2%	12.0%	26.4%
10,000～19,999円	23.5%	24.5%	<b>81.9%</b>	<b>88.0%</b>	21.9%
20,000～29,999円	15.5%	<b>57.6%</b>	<b>2.9%</b>		<b>51.7%</b>
30,000～39,999円	8.6%				
40,000～49,999円	2.6%				
50,000～59,999円	5.6%				
60,000～68,000円	<b>22.5%</b>				
計	100% (267,747人)	100% (1,204,462人)	100% (281,410人)	100% (498,795人)	100% (102,464人)
拠出限度額※ <sup>2</sup>	68,000円	23,000円	20,000円※ <sup>3</sup> 又は 12,000円※ <sup>4</sup>	12,000円	23,000円

※<sup>1</sup> IRAについては2022年の拠出限度額は年6,000ドル(50歳以上の場合は年7,000ドル)。

※<sup>2</sup> 2022年7月時点。

※<sup>3</sup> 企業型DCのみに加入している場合。 ※<sup>4</sup> DB等の他制度に加入している場合。

出所: 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の状況(2022年4月時点)」  
厚生労働省「確定拠出年金の拠出限度額」

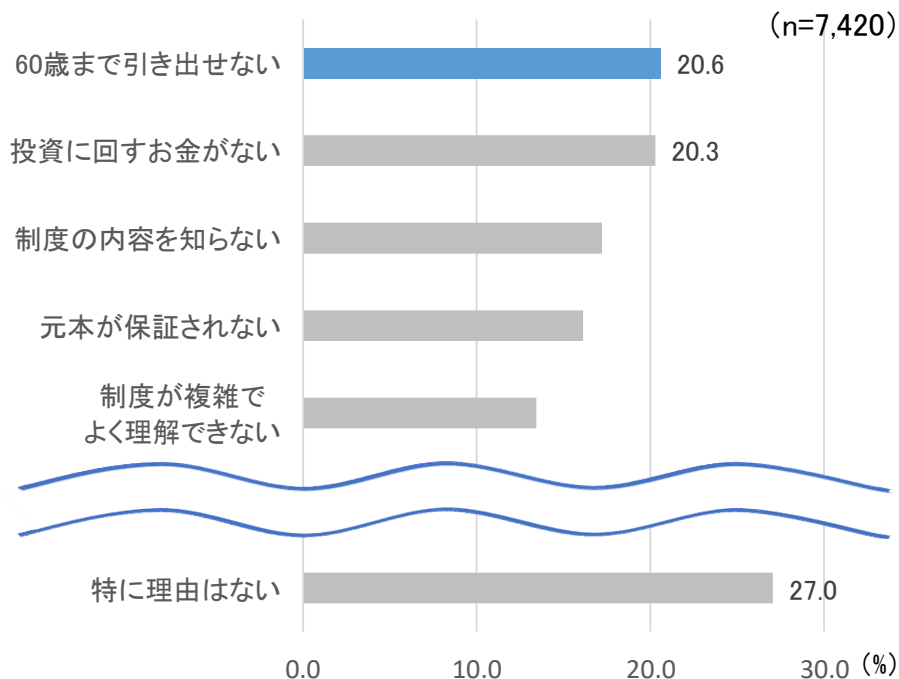
・ 中途引出要件を緩和すること

米国では、原則、通常の所得課税に加えて10%の追加課税により中途引出が可能であり、一定の要件を満たす医療費等や新型コロナウイルス感染症の発生等やむを得ない事情がある場合には一定額までの引出については10%の追加課税が行われないほか、企業型の制度においては自身の口座からの借入も可能となっている

日本では原則的に60歳に達するまでは中途引出が認められていないため、災害等のやむを得ない事情が発生し、中途引出のニーズが緊急に生じた場合であってもこれに応じることができないが、こうした制約が確定拠出年金制度、特にiDeCoへの加入を躊躇させているおそれがある

⇒我が国においても、確定拠出年金制度の利用促進、また制度加入者等の利便性向上の観点から、災害等のやむを得ない事情が発生した場合など一定の要件を満たすものについては中途引出や自身の口座からの借入を認めるべき

【iDeCo口座未開設等の理由(上位5位)】



【中途引出に係る規制状況】

	米国	日本
基本的な考え方	(401(k)、IRA) ・ 目的を問わず、通常の所得課税に加えて10%の追加課税を負担すれば中途引出が可能 ・ <u>自身の口座からの借入も可能であり、期限内に返済すれば課税されない(401(k)のみ)</u>	(企業型、個人型) ・ 制度加入者等でないことや個人別管理資産の額が一定額以下、掛金の拠出期間が一定以内等の要件を満たさない限り、 <b>中途引出不可</b>
やむを得ない事情が発生した場合の考え方	・ <u>一定の要件を満たす医療費や葬儀費用等については10%の追加課税は行われない</u> ・ ハリケーンや新型コロナウイルス感染症が発生した際には特例措置により一定額まで10%の追加課税を免除	- (※)  ※東日本大震災発生時には一定の要件を満たす者について中途引出を認める特例措置を発生

・ 中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCo への拠出(移換)を認めること

これまで制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況

⇒引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い

⇒当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型DC又はiDeCoへの拠出(移換)を認めるべき

【企業年金のポータビリティの状況(2022年10月1日時点)】

		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
移換元	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし(退職一時金のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転職先のDC・DBへの移換不可</li> <li>・ 企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</li> </ul>

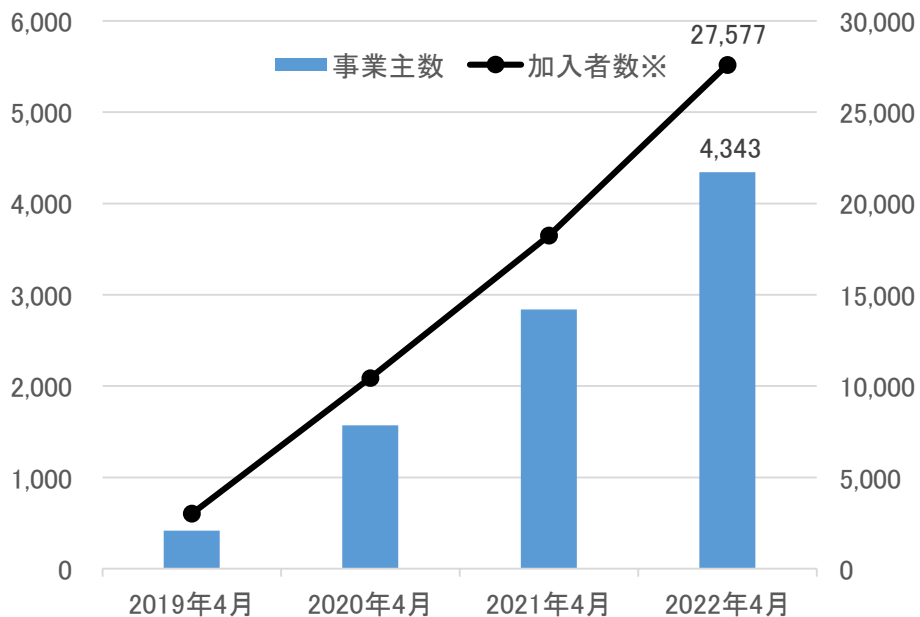
・ iDeCo+の対象企業の要件を緩和すること

2018年5月の制度開始以降、iDeCo+の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している

⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い

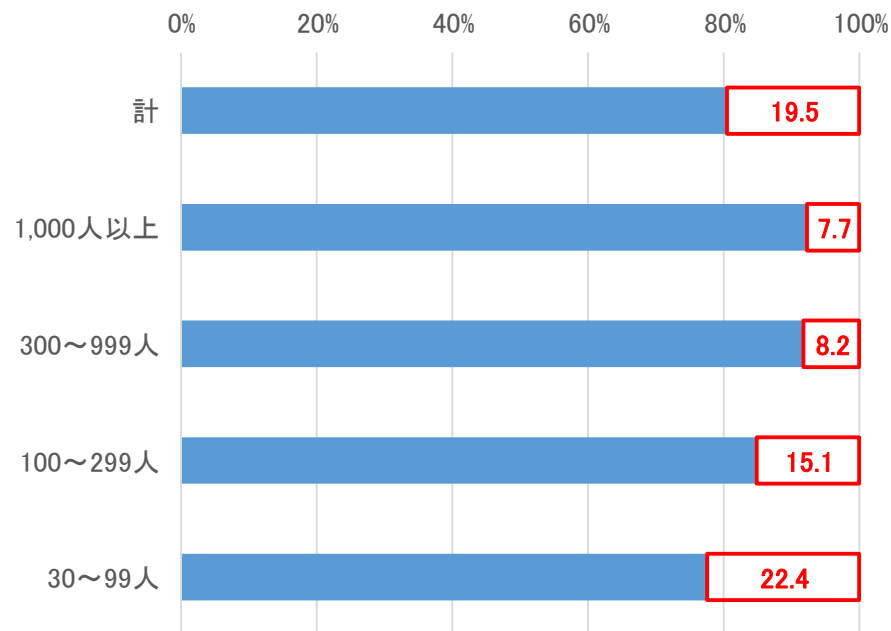
⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、iDeCo+の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和すべき

【iDeCo+の導入状況】



※iDeCo+申請時における加入予定者を計上

【従業員規模別の退職給付制度実施状況(2018年)】



■ 退職給付(一時金又は年金)制度がある □ 退職給付制度がない

・ 企業型DC又はiDeCo+を導入した企業について法人税の税額控除を認めること

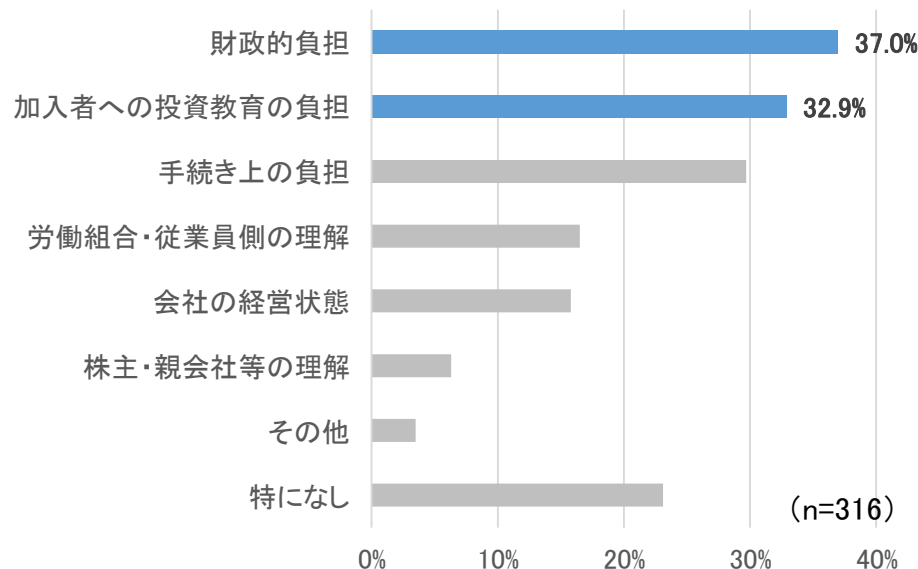
企業型DCの導入の障害としては財政的負担や加入者への投資教育の負担が主な要因として挙げられており、特に投資教育についてはその内容の充実化を図ろうとするとコストについても比例的に上昇する傾向にあると言える

米国では従業員100人以下の小規模企業に対して401(k)等の導入や管理、従業員教育に要した費用について、3年間、最大で年5,000ドルの税額控除を認めており、退職給付制度の導入促進のためのインセンティブが設けられている

⇒我が国においても退職給付制度の導入を促進する趣旨から、企業型DC又はiDeCo+を導入した企業に対し、その導入等に要する費用相当分について法人税の税額控除を認めるべき

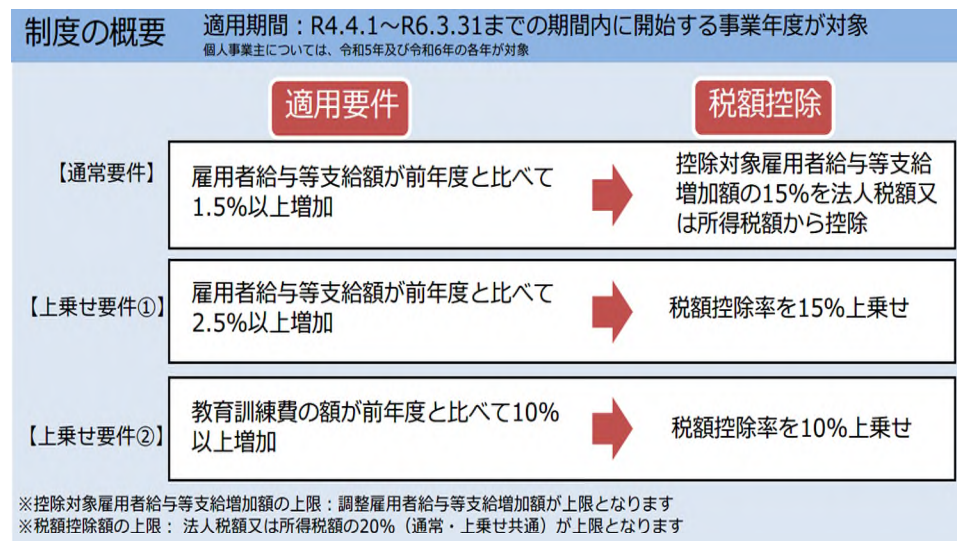
⇒さらに、制度導入後も企業による継続的な支援を後押しする趣旨から、いわゆる「賃上げ促進税制」を参考に、事業主掛金の額を増加した場合又は投資教育に要する費用が増加した場合には、増加額の一定割合について法人税の税額控除を認めるべき

【企業型DC導入の障害(2017年)】



※「特になし」以外複数回答あり

【中小企業向け「賃上げ促進税制」の概要】





・ iDeCo又はiDeCo+の加入又は導入手続きについて簡素化すること及びその利便性を向上すること

これまでiDeCoの加入申込は書面で行われていたが、一部の国民年金第1号保険者や第3号被保険者については2021年1月よりオンラインでの申込が可能となった

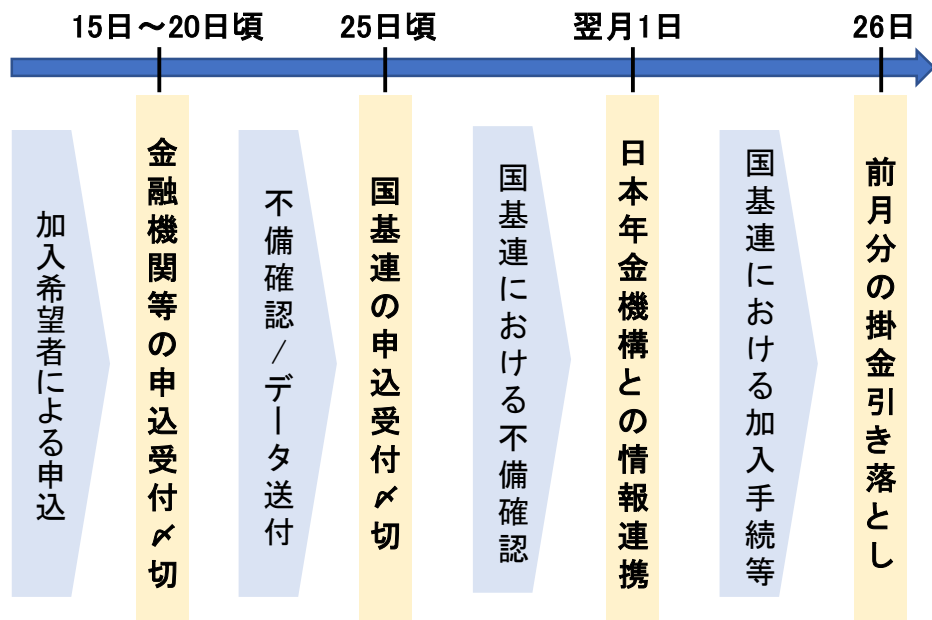
また、第2号被保険者については、iDeCoへの加入に際して企業型年金実施の有無等に係る事業主証明書等の提出が求められているが、これも2024年12月から不要となるため加入手続の簡素化は大幅に進展する見込みとなっている  
 しかしながら、加入手続の改善後も申込に際してはマイナンバーではなく基礎年金番号の記載を求められること、また、加入者自身が国民年金基金連合会に掛金を納付する場合には、事業主を介して納付ができない理由等を記載した書類の作成を事業主に依頼する必要があること、さらには申込から実際の買付まで1カ月以上を要することなどもあり、引き続き、加入手続の簡素化や利便性向上の余地は大きいものと考えられる

⇒iDeCo又はiDeCo+の加入又は導入を促し、広く国民において老後の資産形成を推進する趣旨から、iDeCo又はiDeCo+の加入又は導入手続きについてはより一層簡素化し、かつ、その利便性を向上するべき

【個人型年金加入申出書】

1. 申出者	全ての加入申出者をご記入ください。 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。	
フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号 1234-567890
氏名	年金 一郎	生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和5 <input checked="" type="checkbox"/> 平成7 4:91006 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男1 <input type="checkbox"/> 女2
フリガナ	トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル	連絡先電話番号
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-456 □□ビル	(12) 3456-7890

【iDeCo加入申込等の手続の見直しによる効果(オンライン申込の場合)】



【事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書】

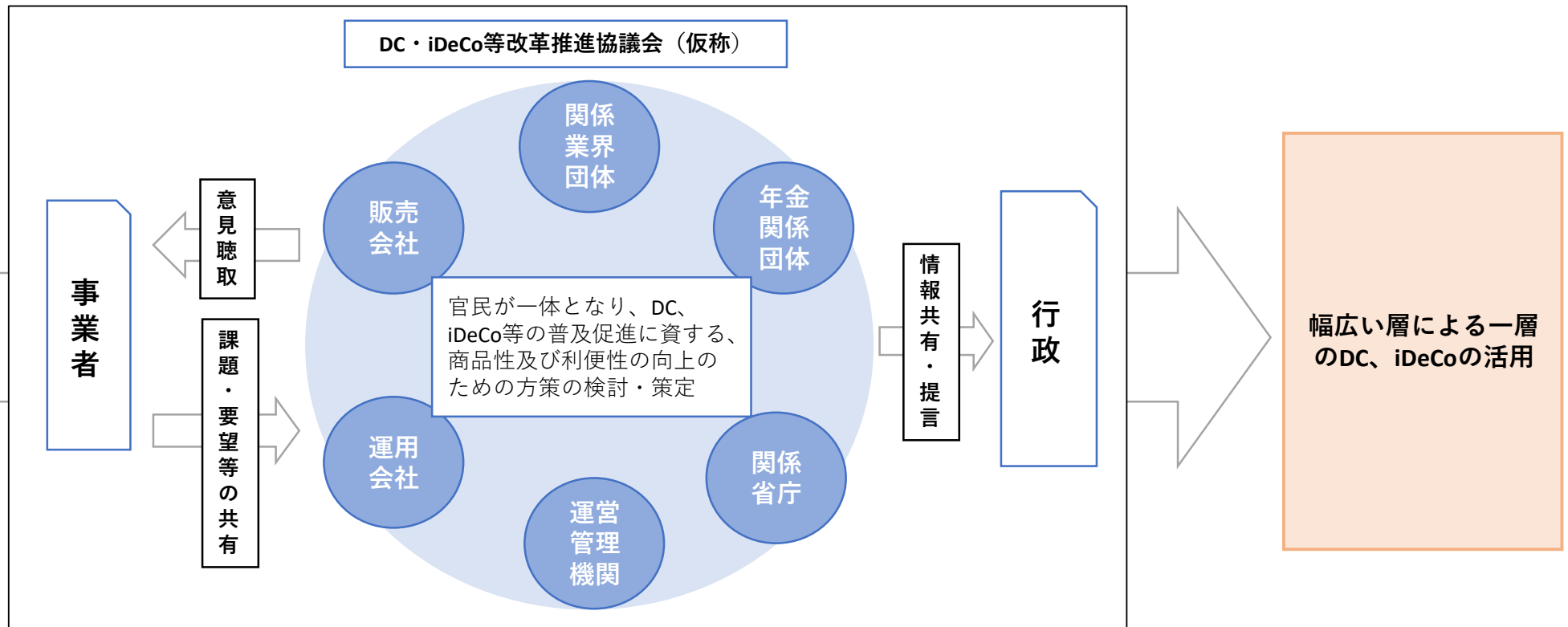
7. 掛金の納付方法	必ずいずれかを選択してください	左で①を選択した場合のみご記入ください。
<input checked="" type="checkbox"/> ①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。		「事業主払込」が困難な理由を選択してください。
<input checked="" type="checkbox"/> ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。		<input checked="" type="checkbox"/> ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため。
<input checked="" type="checkbox"/> ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。		<input checked="" type="checkbox"/> ②その他( )
<input checked="" type="checkbox"/> ④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。		

- DC、iDeCoの商品性及び利便性の向上について、官民が連携して検討し、実効性のある改善案を策定するため「DC・iDeCo等改革推進協議会（仮称）」を設置すること

「貯蓄から資産形成」の政策実現のためには、DC、iDeCo等がより幅広い層に適切に利用されるために、実効性のある改善案について検討することが必須だが、DC、iDeCo等の私的年金や退職給付のあり方は個人の生活設計にも密接に関係するものであり、多様な視点を踏まえた上で、制度に携わる主体の種々のニーズについて、官民が一体となり継続的に検討をすることが望ましい

⇒DC、iDeCoの商品性及び利便性の向上について、官民が連携して幅広い視点を踏まえ検討し、実効性のある改善案を策定するため、「DC・iDeCo等改革推進協議会（仮称）」を設置するべき

【「DC・iDeCo等改革推進協議会（仮称）」イメージ】

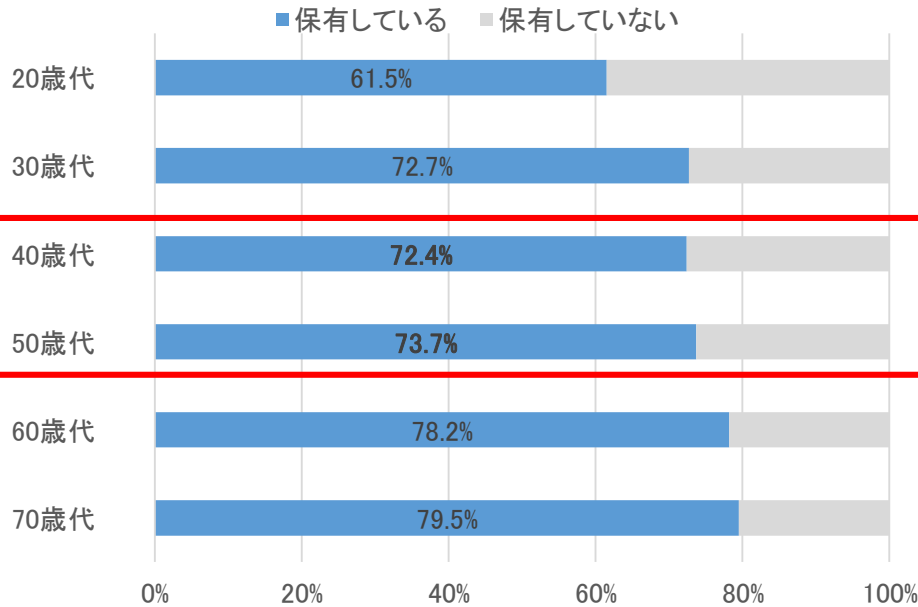


・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること(1/2)

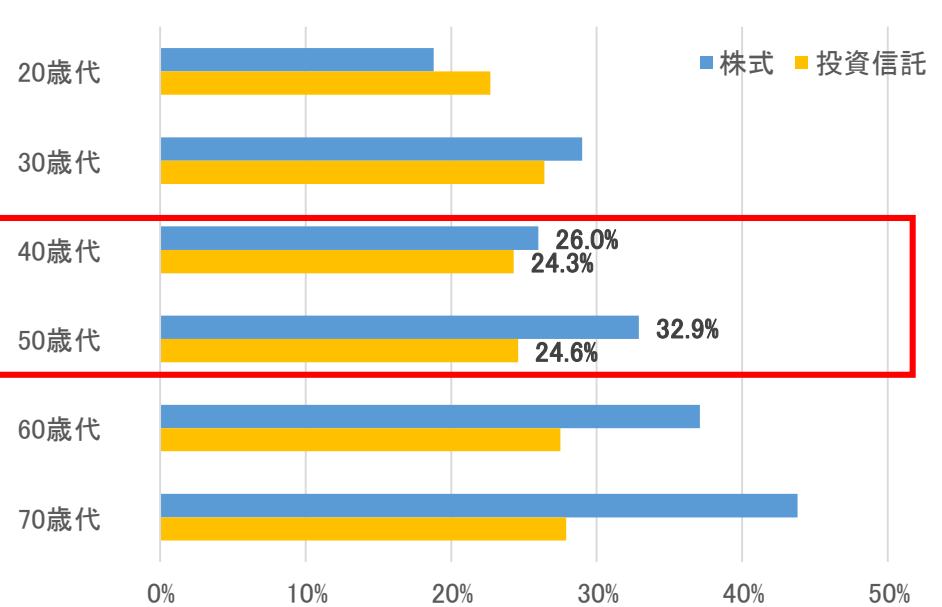
日本の40代・50代の金融資産保有世帯数の割合は、60代・70代に比べて低く、かつ、30代と同水準又はそれよりも低い状況にあり、また、株式や投資信託などの金融商品の保有割合も低い

さらに、2016年の法改正により、制度開始後20年近くを経て企業年金加入者や公務員等共済加入者、国民年金第3号被保険者がiDeCoに加入できることとなり、その加入可能範囲が大幅に拡大されたが、特に制度開始時に20代・30代であった者、即ち現在の40代・50代についてはその間iDeCoへの加入ができなかったため制度の恩恵を十分に受けておらず、現在の20代・30代に比べて老後に向けた資産形成が不十分なおそれがある

【世帯主の年齢別金融資産保有状況(総世帯,2021年)】



【世帯主の年齢別株式・投信保有状況(総世帯,2021年)】

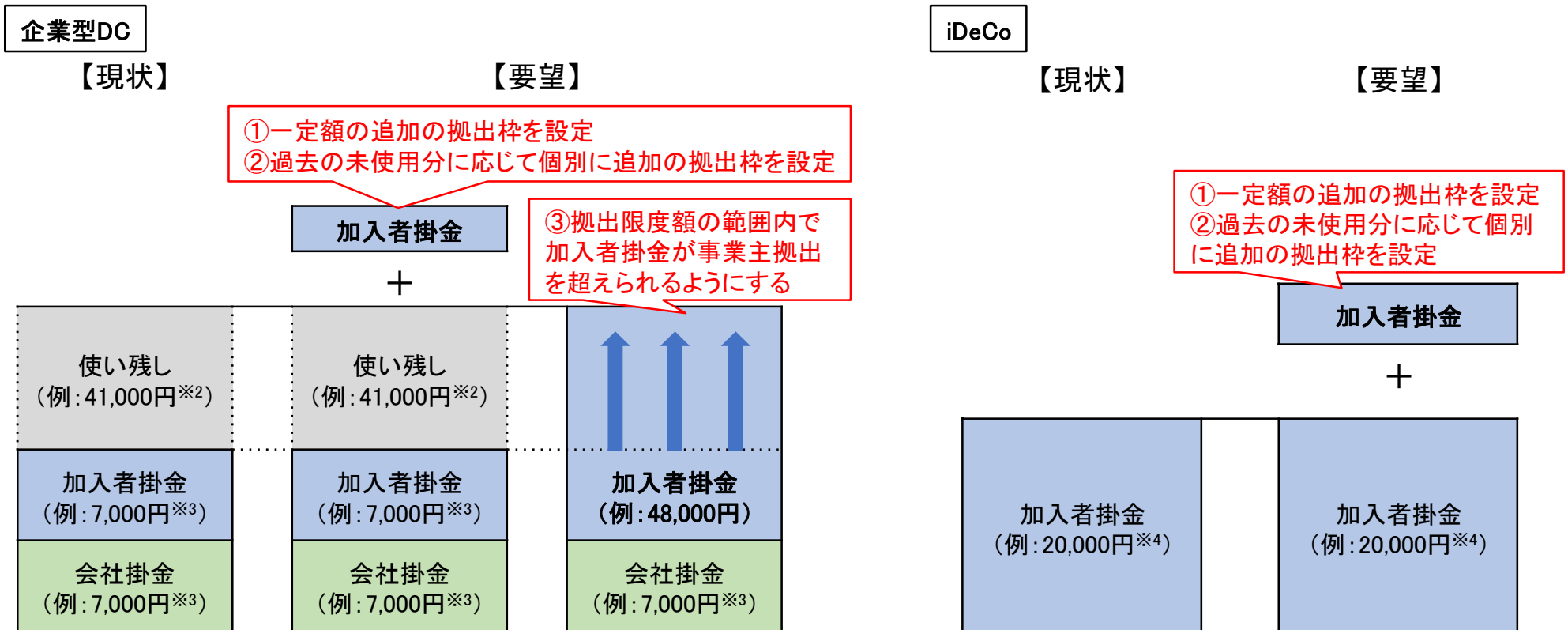


## ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること(2/2)

米国では、退職準備世代が老後のための貯蓄ができる時期により多くの貯蓄ができるようにすること、また、育児や介護等により離職せざるを得なかった者が復職した際により多くの拠出ができるようにすることを目的として、50歳以上の確定拠出年金制度加入者に対して企業型については年6,500ドル※1分、個人型については年1,000ドル※1分の追加の拠出(キャッチアップ拠出)枠をそれぞれを設けている

⇒老後資金の確保は全世代共通の課題であるが、特にこれまで十分に資産形成を行うことができず、また、退職までの期間が短く「長期・分散・積立」投資の恩恵を十分に受けられない退職準備世代については喫緊の課題

⇒退職準備世代による十分な額の老後資金の確保を促すため、一定年齢以上の企業型DC又はiDeCo加入者に対して、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠等を設けるべき



※1 2022年時点。

※2 当該企業型確定拠出年金制度以外の企業型年金制度に加入していない者を前提。

※3 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2021年3月末)」の「1人あたり掛金額」を参考に設定。

※4 企業型確定拠出年金制度以外の企業型年金制度に加入しておらず、拠出限度額まで掛金を拠出している前提。

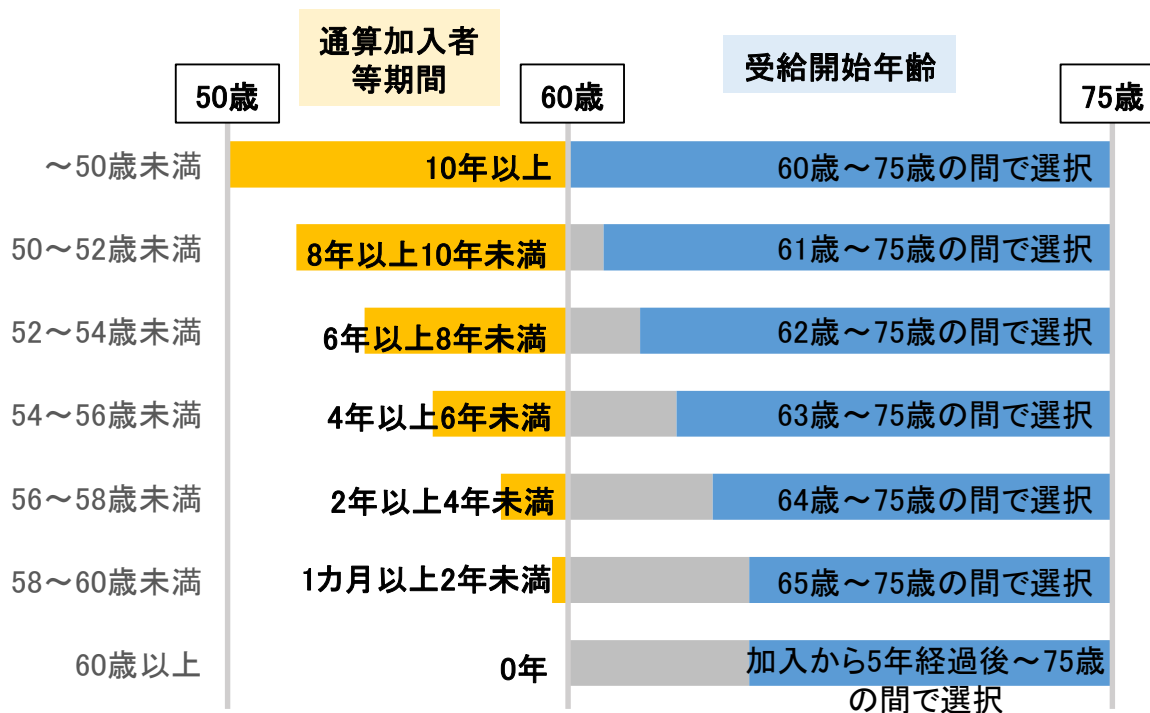
・ 老齢給付金について通算加入期間に関わらず60歳から受給可能とするなど、支給要件を緩和すること

確定拠出年金制度の老齢給付金の受給開始年齢は60歳に達する前の通算加入者等期間に応じて決まるが、60歳からの受給を可能とするためには10年以上の通算加入者等期間が必要となり、60歳以降に加入した者については加入後5年を経過しないと老齢給付金の受給ができない

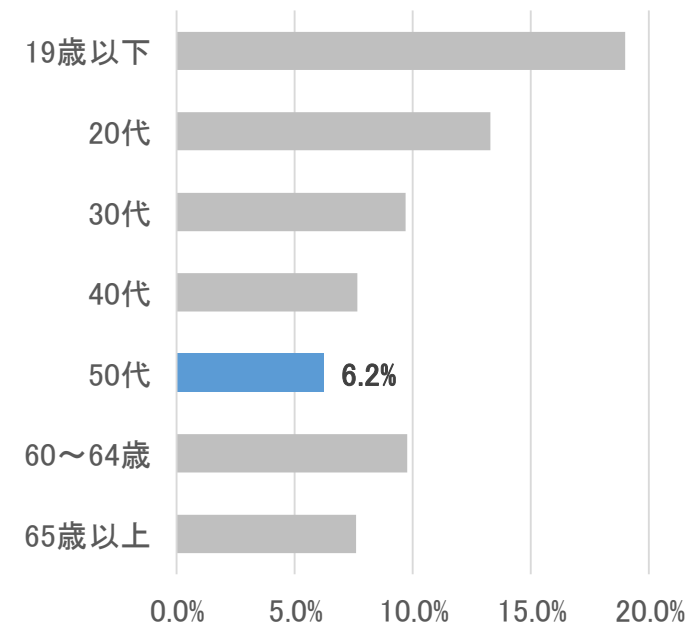
50歳以降であっても転職等により企業型確定拠出年金制度に新たに加入する者は一定数存在する可能性があり、また、制度開始後20年近くを経てiDeCo加入対象者が拡大されたことを踏まえると、特に50代によるiDeCoへの加入ニーズは高いものと考えられる

⇒50歳以降に新規に確定拠出年金制度に加入した者であっても自身の所得の状況や目標とする老後資金の額に応じて自由に老齢給付金の受給が可能となるよう、老齢給付金については通算加入者等期間に関わらず60歳から受給可能にする又は必要となる通算加入者等期間を2分の1にするべき

【老齢給付金の支給開始要件】



【年齢階級別転職入職率(男女合計,2020年)】



出所:厚生労働省「雇用動向調査(2020年)」

## V 資産形成を促すための改正要望

## ・ NISA、つみたてNISAの利用を促進するためのマイナポイント等の活用など措置を講じること

NISA、つみたてNISAは多様な層における資産形成のため重要な制度だが、制度の利用者数についてなお発展の余地があり、特に若年層においては、投資資金の不足によりそもそも口座開設まで至らない、口座開設には至るものの金融商品の購入まで踏み出せない層も多い

この点、英国の確定拠出年金制度におけるRelief at source方式<sup>※1</sup>や、ライフタイムISAにおいては、政府マッチングの仕組みが導入されており、若年世代及び低所得世帯における資産形成のための制度活用に向けた強いインセンティブを持つ仕組みとなっている

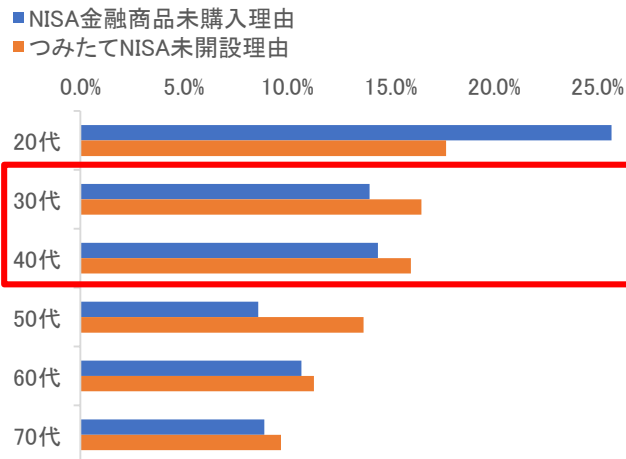
⇒若年世代においては、資金面が充足した際には口座開設・金融商品購入へとつながる様子も強く示されており、我が国においても、制度活用を促し資産形成の促進を図る趣旨から、非課税口座を利用した投資信託の積立投資について、年間累積投資見込額の例えば10%相当分をマイナポイント等で補助するなどの仕組みを設けるべき

### 【口座未開設・金融商品未購入理由】

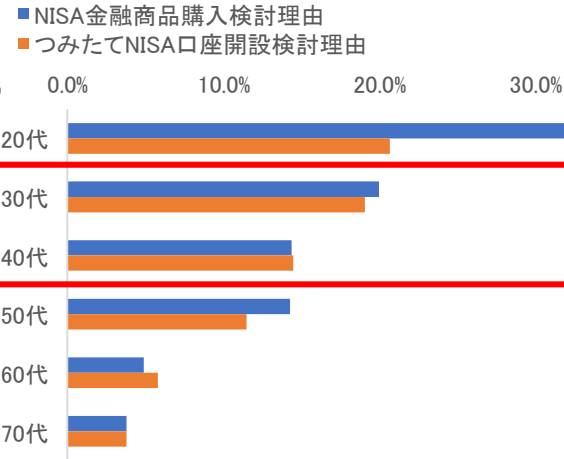
### 【口座開設・金融商品購入検討のきっかけ】

### 【ライフタイムISA(英国)の制度概要】

#### A.投資に回すお金がないから



#### A.手取り収入が増えたら



	ライフタイムISA(英国)
対象者	・18歳以上40歳未満 ・住宅未購入者
投資可能商品	株式・債券・投資信託・保険・預金・MMF等
年間非課税枠	4千ポンド(約65万円) <sup>※2</sup> ※積立額の25%を政府がマッチング拠出
備考	引き出し制限あり

## ・ iDeCo等の利用を促進するためのマイナポイント等の活用などの措置を講じること

英国では確定拠出年金制度等の加入者による掛金拠出時の税額軽減措置として、日本と同様の所得控除方式(Net Pay)だけでなく、掛金総額の20%相当分を政府が上乗せして拠出<sup>※1</sup>するRelief at source方式を採用しており、各プランはいずれかを選択することが可能となっている

一定の所得を有する場合にはいずれの方式であっても税制上は中立的であるが、所得税の負担がない場合であっても税制上の特典が受けられるという点や、即座に掛金の25%分資産が増加するという目に見えて分かりやすいメリットにより、Relief at source方式は老後の資産形成を促す強いインセンティブを持った仕組みとなっている

⇒我が国においても、iDeCoの利用促進、特に低所得の世帯に対してiDeCoの加入を促し、老後の資産確保を図る趣旨から、英国と同様に加入者掛金の25%相当分について、例えばマイナポイント等で個人別管理資産に付与すべき

### 【各方式の税制上のメリットの差(所得税率20%と0%のケース)】

	所得 <sup>※2</sup>	加入者掛金 <sup>※3</sup>	政府掛金	所得税	掛金総額
Net Pay	£20,000	£2,000	£0	£3,600	£2,000
Relief at source	£20,000	£1,600	£400	£4,000	£2,000

いずれの方式であっても掛金総額は同額であり、所得税額も実質的には同額となる。

Net Pay	£10,000	£1,000	£0	£0	£1,000
Relief at source	£10,000	£1,000	£250	£0	£1,250

所得税の負担がない場合にはRelief at source方式の方がより多い額を拠出できる

### 【Relief at sourceの見える化(NEST)】

Accessible version of Fund Enquiry

Effective date	Transaction type	Cash value(£)
24 August 2015	Tax Relief	0.83
23 July 2015	Tax Relief	4.60
24 June 2015	Unit Allocation	4.17
24 June 2015	Unit Allocation	3.34

< Page 2 of 16 >

Close

- ・ 加入者等による拠出を確認後、NESTが申告等を行う。
- ・ 政府拠出が加入者の口座に入金されるまで最長で3ヶ月を要する。

※1 所得税率が20%を超える場合には確定申告等により超過分について追加の政府拠出を受けられる。

※2 基礎控除は考慮していない。 ※3 課税前所得又は課税後所得の10%を拠出する前提。